

安全保障貿易管理

安全保障貿易管理とは

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外国為替及び外国貿易法に基づき実施しています。（経済産業省HPより引用）

制度の概要と合議

【リスト規制】

炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度です。

[経済産業省のリスト規制に関するホームページ](#)

外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の詳細については、

[「安全保障貿易管理ハンドブック」](#)（経済産業省）をご参照ください。

【学内合議について】

リスト規制対象貨物の輸出又は技術提供の予定がある場合は、学内合議が必要となりますので、事前に学務企画課研究支援室までご相談ください。